

諮問日：令和6年6月10日（令和6年度（最情）諮問第14号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（最情）答申第16号）

件名：特定事件において主任裁判官が作成し各判事に回した文書等及び同事件の
原審である特定庁からの報告が記載された文書等の不開示判断（開示対象
外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年12月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「主任メモ」は最高裁判所小法廷が事件についての審議を始める際の基礎あるいは出発点となる文書であること及び、事件記録の謄写請求をして謄写した記録に含まれていなかったことから、裁判事務に関する文書であるとは考えられない。その他の文書も、口頭弁論期日のたびに最高裁へ報告するために作成された文書などであるから、裁判事務のための文書ではなく、司法行政のための文書であると考えざるを得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について申出内容を以下のとおり整理した。

「令和5年特定事件番号1及び令和5年特定事件番号2事件において（上記事件の原審（東京地裁平成30年特定事件番号（8件分）、東京高裁令和3年特定事件番号）について、最高裁判所が報告を受けた文書及び当該報告を受け作成した文書を含む。）、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て」

2 この点、裁判所における司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれず、苦情申出人が開示を求める文書は、事件の審理、判断作用に関し作成される文書であり、仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とはならない、としたのが原判断である。

3 しかし、苦情申出書によると、本件開示申出のうち「令和5年特定事件番号1及び令和5年特定事件番号2事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。」（以下「申出前半部分」という。）と「上記事件の原審（東京地裁平成30年特定事件番号（8件分）、東京高裁令和3年特定事件番号）について、最高裁判所が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成した文書全て。」（以下「申出後半部分」という。）とで別々の文書の開示を求めていることが明らかになったため、再度検討を行った。

4 申出前半部分については、原判断が相当である理由は2のとおりである。

なお、苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求める文書が含まれていなかった旨述べる。しかし、民事訴訟の手続において、閲覧謄写の対象となる事件記録とは、「裁判所と当事者の共通の資料」と解されているところ、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではない。したがっ

て、申出人の主張には理由がない。

- 5 申出後半部分について、最高裁判所は、下級裁判所に対し、一定類型の事件に関して受理及び終局の報告を求めており、そのような報告文書及び報告に伴い作成した文書は、司法行政文書開示手続の対象となるところ、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。当該事件については、このような文書が作成された可能性はあるが、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった。

なお、苦情申出人は、「期日のたびに最高裁判所へ報告するために作成される」とも主張しているが、そのような報告は求めている。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 申出前半部分について

(1) 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれない。

(2) 最高裁判所事務総長は、申出前半部分に係る開示申出文書が事件の審理、判断作用に関し作成される文書であると説明しているが、この説明に不合理な点は特段ない。また、最高裁判所事務総長の説明のうち、「仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書である」とす

る点については、当委員会庶務を通じてその趣旨を確認したところ、「仮に何らかの文書が存在するとしても、当該文書は裁判事務に関する文書であることを述べたものであって、裁判事務に関する文書を司法行政事務に関して取得する場合を想定した記載ではなかったとの回答があった。この点を踏まえると、上記説明が不合理であるとまではいえない。

- (3) これに対して、苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求める文書が含まれていなかったことから、当該文書が司法行政文書として作成され、又は取得されている旨主張する。この点について、民事訴訟法91条による閲覧謄写の対象となる「訴訟記録」とは、事件に関して裁判所及び当事者の共通の資料として利用され受訴裁判所に保管される書類の総体をいうと解されている。そうすると、民事訴訟の手續において閲覧謄写の対象となる事件記録とは「裁判所と当事者の共通の資料」と解されており、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、存在し得る文書が事件記録に綴られていないからといって、当該文書が司法行政文書であるということにはならない。本件開示申出文書は、仮に存在するとしても、裁判官が具体的な事件に関する判断を行う過程で作成される内部的な文書であると考えられ、裁判事務に関する文書のうち、裁判所と当事者の共通の資料となることがない類型のものに当たる。したがって、上記苦情申出人の主張は理由がない。その他に苦情申出人が文書の性質等に関して主張する点は、上記結論を左右するものではない。

2 申出後半部分について

- (1) 申出後半部分について、最高裁判所事務総長は、下級裁判所に対し、一定類型の事件に関して受理及び終局の報告を求めており、そのような報告文書及び報告に伴い作成した文書は司法行政文書開示手續の対象となるところ、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する文書は存在せず、このよう

な文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった旨説明する。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所は、令和2年3月13日付け行政局第一課長事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」（以下「報告事務連絡」という。）によって、下級裁判所に対し、行政訴訟事件について、地方裁判所又は高等裁判所において受理した第一審事件又は控訴事件（地方裁判所が第一審としてした裁判に対するもの）の全てについて受理報告（訴状等写し又は報告シートの提出）を、地方裁判所又は高等裁判所において全部終局した事件のうち、判決で終局し、かつ、第一審の弁論終結時に原告に訴訟代理人が選任されているなど報告事務連絡に記載の一定の条件を満たす事件について終局報告（判決データの提出）を求めていることが認められた。また、同様に確認した結果、申出後半部分に記載の特定事件は、東京地裁からは平成30年4月20日頃までに、東京高裁からは令和3年3月20日頃までに受理報告がされた行政訴訟事件と推測できること、受理報告として提出された訴状等写し又は報告シートについては、最高裁判所の担当部署がこれを受理した後、概ね5週間から8週間程度で所定の処理を行った上、短期保有文書として廃棄することが通常であることがそれぞれ認められた。

- (2) これらの事実を照らすと、申出後半部分に記載の各事件については、最高裁判所において、東京地方裁判所及び東京高等裁判所から各受理報告の文書を取得したと考えられるが、推測できる取得時期及び標準的な処理期間を踏まえれば、令和5年11月7日付け（受付は同月9日）の本件開示申出がされた時点では既に廃棄されていたものと考えられる。したがって、最高裁判所事務総長が受理報告を含んで「存在しない」とするのが相当であると述べる点は妥当ではなく、受理報告については「廃棄済み」とするのが相当である。

一方で、終局報告については、上記のとおり必ずしも全ての事件について

行われるものではないところ、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、申出後半部分に記載の各事件が終局報告を要する事件であるか否かは保有する司法行政文書からは明らかではないこと、また、短期保有文書を廃棄するに当たり特に廃棄簿の作成が求められることはなく、実際にも作成していないことが認められた。これらの事実を踏まえれば、申出後半部分に記載の事件に係る終局報告が作成又は取得がされたのか否かが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理であるとはいえない。

- (3) さらに、申出後半部分では、「当該報告を受けて最高裁で作成された文書」の開示も求められているところ、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、受理報告については、報告された事件情報をコードに置き換えてシステムに入力するといった処理はするものの、最高裁判所が何らかの文書を作成しているものではないこと、終局報告については、報告を受けて作成した文書として担当部署において加工したデータがあり得るものの、それも一定期間経過後に廃棄しているため、本件開示申出時点で本件開示申出文書に該当するものを保有していない以上、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かは判然としないことがそれぞれ認められた。

したがって、「当該報告を受けて最高裁で作成された文書」についても、最高裁判所において保有している事実は認められない。

- 3 以上のとおり、申出前半部分に係る原判断については、申出前半部分に係る開示申出文書が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから妥当であり、申出後半部分に係る原判断については、最高裁判所において申出後半部分に係る開示申出文書を保有していないと認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

令和5年特定事件番号1及び令和5年特定事件番号2事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。

上記事件の原審（東京地裁平成30年特定事件番号（8件分）、東京高裁令和3年特定事件番号）について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。